

鯖江市民主役条例の推進に関する協定(七夕協定)

市民の自立した組織「鯖江市民主役条例推進委員会」（以下「条例推進委員会」という。）と鯖江市（以下「市」という。）は、鯖江市民主役条例に基づき市民が主役のまちづくりを推進するため、表記の協定を次のとおり締結します。

【七夕に誓う、7つの約束】

1つ、協定の目的

この協定は、鯖江市民主役条例の推進にあたり、「条例推進委員会」と「市」との関係や役割分担、相互協力の内容を定めるものです。

2つ、協定に関する原則

- (1) 対等な立場にたって議論や意見交換を行います。
- (2) それぞれの自主性を尊重します。
- (3) 相互に連携・情報交換を密にし、互いに協力します。
- (4) 確かな目的をもって互いに協力します。

3つ、7つの役割と責務

(1) 条例推進委員会の役割と責務

- ① 条例推進委員会は、市民の意見や要望を幅広く集め条例の推進に反映させます。
- ② 条例推進委員会は、自治会・産業界・市民団体などとの連携を図り、条例の具現化に向け自ら積極的に参加し、行動します。
- ③ 条例推進委員会は、条例を市民に幅広く理解してもらえるよう努めます。
- ④ 条例推進委員会は、市民主役のまちづくりに関して市に提案を行います。
- ⑤ 条例推進委員会は、情報を公開します。
- ⑥ 条例推進委員会は、プライバシーを守ります。
- ⑦ 条例推進委員会は、行政と十分な情報交換を行い、担当課との連絡および意見調整を行います。

(2) 市の役割と責務

- ① 市は、条例推進委員会が活動に必要な情報を提供します。
- ② 市は、条例推進委員会が活動に必要な場所を提供します。
- ③ 市は、条例推進委員会から提案された内容を、市の施策または計画に反映させるよう努めます。
- ④ 市は、条例推進委員会の運営上必要な経費を予算の範囲内で負担します。
- ⑤ 市は、市職員の条例推進委員会への積極的な参加を促進します。
- ⑥ 市は、条例推進委員会への専門家の派遣や調査活動などの支援を行います。
- ⑦ 市は、条例推進委員会から要望があった場合、担当課との連絡および意見調整を行います。

4つ、相互の連絡調整について

条例推進委員会と市は、相互の連絡調整を円滑に行うため、全体の運営に関して調整の必要な事項について適宜、会議を開催し協議します。

5つ、協定の期限

- (1) この協定の期限は、締結の日から2年間とします。
- (2) 前項の規定に関わらず両者異議なきときは自動的に延長するものとし、以後も同様とします。

6つ、責任と報告について

鯖江市の市民主役のまちづくりに対して、条例推進委員会と市は共に責任を持ち協力を続けるとともに実施状況を市民に報告する義務を負うものとしします。

7つ、その他

協定に定めていない事項で、今後協定を遂行する上で必要と認められるものについては、条例推進委員会と市との合意を得て、協定に加えることができるものとしします。

平成22年7月7日

鯖江市長 牧 野 百 男

鯖江市民主役条例推進委員会

委員長 蓑 輪 喜 通